

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成27年2月12日

【四半期会計期間】 第61期第3四半期(自平成26年10月1日至平成26年12月31日)

【会社名】 株式会社フレンドリー

【英訳名】 FRIENDLY CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中井豊人

【本店の所在の場所】 大阪府大東市寺川三丁目12番1号

【電話番号】 072 874 2747

【事務連絡者氏名】 管理本部副本部長 鮫島篤志

【最寄りの連絡場所】 大阪府大東市寺川三丁目12番1号

【電話番号】 072 874 2747

【事務連絡者氏名】 管理本部副本部長 鮫島篤志

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第60期 第3四半期 累計期間	第61期 第3四半期 累計期間	第60期
会計期間	自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
売上高 (千円)	6,944,199	6,532,251	9,130,049
経常損失() (千円)	164,447	461,645	281,742
四半期(当期)純損失() (千円)	193,406	680,370	410,929
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)			
資本金 (千円)	3,975,062	4,175,062	3,975,062
発行済株式総数 (株)			
普通株式	14,645,584	13,599,281	14,645,584
A種優先株式		1	
純資産額 (千円)	2,201,570	1,704,099	1,973,883
総資産額 (千円)	5,614,763	5,821,426	5,348,212
1株当たり四半期 (当期)純損失金額() (円)	13.23	47.67	28.11
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)			
1株当たり配当額 (円)			
普通株式			
A種優先株式			
自己資本比率 (%)	39.2	29.3	36.9

回次	第60期 第3四半期 会計期間	第61期 第3四半期 会計期間
会計期間	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日
1株当たり四半期純損失金額() (円)	5.94	18.86

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、「連結経営指標等」については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 持分法を適用すべき関連会社はありません。

4 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更があった事項は、次のとおりであります。

(6) 継続企業の前提に関する事項について

当社は、株式会社地域経済活性化支援機構（以下、「機構」といいます。）の再生支援決定を受けた事業再生計画を遂行し、抜本的な事業再構築に取り組み、企業価値の最大化に努めてまいります。当該事業再生計画は、当時において適切と考えられる情報や分析等に基づき策定しておりますが、様々な要因により、計画した全ての目標の達成、又は期待される成果の実現に至らない可能性があります。

当社は、前期において7期連続の営業損失、9期連続の当期純損失となり、平成23年2月より取引金融機関に対して借入金の返済猶予を要請していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当該状況を解消するための施策については、「3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2. 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策」に記載しております。

2 【経営上の重要な契約等】

1. 第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債、第1回新株予約権及びA種優先株式の発行

当社は、機構に対して提出した事業再生計画に基づき、平成26年8月1日開催の当社取締役会において、第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債、第1回新株予約権及びA種優先株式の発行について、平成26年9月18日開催の臨時株主総会に付議することを決議し、同臨時株主総会にて承認可決されました。その後、平

成26年10月30日に割当・払込が完了いたしました。

詳細につきましては、「第3提出会社の状況 1 株式等の状況」に記載しております。

2. コミットメントライン契約の締結

当社は、事業再生計画の遂行に必要な運転資金等を確保するため、株式会社りそな銀行（以下、「りそな銀行」といいます。）とコミットメントライン契約を締結いたしました。

当該契約の概要は以下のとおりです。

- (1) 借入極度額 5億円
- (2) 契約締結日 平成26年10月3日
- (3) 契約期限 平成31年9月30日

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

当社において開示対象となる報告セグメントは、フードサービス事業の単一事業であるため、業態区分別に記載しております。

1. 提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容

(1) 経営成績の分析

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、政府や日銀による経済対策や金融政策の効果に対する期待感から、円安・株高を背景に企業収益や個人消費に改善が見られ、景気は緩やかな回復基調にあります。その一方で消費税増税、節約志向による消費低迷の懸念、海外景気の下振れリスクの懸念など、先行きは、依然として不透明な情勢であります。

当外食業界は、個人消費に回復の兆しは見られるものの、原材料価格の高騰、低価格競争、異業種との競争などもあり厳しい状況でありました。

このような環境のもと、当社におきましては黒字体質への転換を早期に果たすべく、平成26年8月1日付でりそな銀行と連名にて、機構に対して事業再生計画を提出して再生支援の申込を行い、同日付で機構より再生支援決定の通知を受け、諸施策を実行しております。

店舗展開につきましては、「ファミリーレストラン フレンドリー」3店舗を「産直鮮魚と寿司・炉端 源べい」に業態転換いたしました。一方、「産直鮮魚と寿司・炉端 源べい」1店舗、「ファミリーレストラン フレンドリー」2店舗、「釜揚げ讃岐うどん 香の川製麺」3店舗、「団樂れすとらん ボンズ」2店舗を閉店いたしましたので、当第3四半期会計期間末の店舗数は、前事業年度末比8店舗減少し、88店舗（前年同期比9店舗の減少）となりました。

業態別には、「産直鮮魚と寿司・炉端 源べい」30店舗、「おいしい・たのしい・ここちいい」をコンセプトとする洋食の「ファミリーレストラン フレンドリー」20店舗、「釜揚げ讃岐うどん 香の川製麺」14店舗、「日本の原風景“里山”」をコンセプトとする居酒屋「和み料理と味わいの酒 土筆んぼう」12店舗、「和・洋・中の料理と団樂」をコンセプトとする「団樂れすとらん ボンズ」9店舗（内1店舗は「源べい」へ改装中）、「フレッシュフレンドリー」1店舗、「新・酒場 なじみ野」1店舗、「ハッピーコング」1店舗となっております。

商品政策につきましては、“健康・安全・おいしさ”の見地から食材を厳選し、お値打ちな商品の提供と同時にライブ感を味わっていただけるように努めました。食の安全・衛生管理につきましては、引き続き「フレンドリー品質基準」の構築と衛生管理と検査体制を確立し、厳格に運用しております。

これらの結果、当第3四半期累計期間の業績は、売上高は6,532百万円（前年同期比411百万円の減少）、営業損失は464百万円（前年同期は営業損失196百万円）、経常損失は461百万円（前年同期は経常損失164百万円）、四半期純損失は680百万円（前年同期は四半期純損失193百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末における総資産は、5,821百万円で前事業年度末比473百万円の増加となりました。主な要因は、現金及び預金、有形固定資産の増加によるものです。負債合計は、社債の増加、債務の株式化による減少等の結果、前事業年度末比742百万円増加し、4,117百万円となりました。純資産は、債務の株式化による増加、四半期純損失による減少等の結果、前事業年度末比269百万円減少し、1,704百万円となりました。この結果、当第3四半期会計期間末の自己資本比率は、前事業年度末比7.6%減少し、29.3%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

2. 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

当社は、前期において7期連続の営業損失、9期連続の当期純損失となり、平成23年2月より取引金融機関に対して借入金の返済猶予を要請している状況にありました。

当該状況を解消すべく、平成22年10月に「経営構造改革計画」を策定し、その基本方針である「店舗数の拡大による規模の効果を求める経営から、利益率や店舗ごとの採算性を重視する経営スタイルへの転換」「CS活動を軸にした企業風土の改革」のもと、業態ポートフォリオの見直し、新業態の実験と展開、オペレーションの改善、CS活動への取組み等、引き続き事業構造の改革に取り組んでまいりました。

かかる状況において、当社が持続的な成長をしていくためには、更なるコスト削減を図るとともに、経営の強化及び財務体質の改善を伴う抜本的な事業再構築を推進することが不可避であることから、平成26年8月1日付でりそな銀行と連名にて、機構に対して事業再生計画を提出して再生支援の申込を行い、同日付で機構より再生支援決定の通知を受け、諸施策を実行しております。

上記の事業再生計画の一環として、当社は、既存店舗の全店改装による集客力の改善、改善されたハード（店舗設備）を最大限に活かす店舗オペレーションの改善、業態転換による業態の絞り込みと集中、売上改善への取組み強化、以上の事業整理に伴う本社管理機能の効率化及び追加のコスト削減、戦略的な店舗撤退の6つの施策を柱とし、業績改善を図ってまいります。

また、当社は機構の再生支援手続の中で、取引金融機関に対する平成26年8月1日から平成31年9月末までの間における金融債権元本の弁済猶予、りそな銀行に対する4億円の債務の株式化、機構を引受先とする新株予約権付社債及び新株予約権の第三者割当による約10億円の資金調達を、平成26年10月30日付けで実行しており、さらにりそな銀行による総額5億円のコミットメントライン契約を平成26年10月3日付で締結しております。当社としては、これら施策の実行により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	61,800,000
A種優先株式	1
計	61,800,000

(注) 「発行可能株式総数」の欄には、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	13,599,281	13,599,281	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は1,000株 であります。
A種優先株式	1	1		(注) 1, 2
計	13,599,282	13,599,282		

(注) 1 A種優先株式は、現物出資(債務の株式化 400,000千円)によって発行されたものであります。

2 A種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 単元株式数は1株であります。

(2) 優先配当金

優先配当金

ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載されたA種優先株式の株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対して、基準日の最終の株主名簿に記載された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、に定める額の配当金(以下「A種優先配当金」という。)を金銭にて支払う。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日かつ当該剰余金の配当の基準日よりも前の日を基準日としてA種優先配当金の配当をしたときは、その額を控除した金額とする。

優先配当金の額

A種優先株式1株あたりのA種優先配当金の額は、A種優先株式1株あたりの払込金額に年率2.0%を乗じて算出した金額(当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(但し、当該剰余金の配当の基準日が平成27年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、給付期日とする。)(いずれも同日を含む。))から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。))までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。)とする。

累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日とするA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(以下「A種累積未払配当金」という。)については、当該翌事業年度以降、A種優先配当金並びに普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して配当する。

非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて配当は行わない。

(3) 残余財産の分配

残余財産の分配額

当社は、当社の解散に際して残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、A種優先株式1株あたり下記に定める金額（以下「A種残余財産分配額」という。）を普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、支払う。A種残余財産分配額は、A種優先株式1株あたり、(i)400,000,000円、()解散日におけるA種累積未払配当金相当額及び()400,000,000円に、解散日が属する事業年度の初日（但し、当該事業年度中の日を基準日としてA種優先配当金が支払われている場合には、当該基準日のうち最終の基準日の翌日）（いずれも同日を含む。）から解散日の前日（同日を含む。）までの期間に対して年率2.0%の利率で計算される金額（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）の和とする。

非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 種類株主総会の議決権

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(6) 優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。当社は、A種優先株主に対して、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

(7) 優先株式の金銭対価の取得条項

当社は、A種優先株式発行後いつでも、当社の取締役会決議に基づき、A種優先株式1株につき、下記に定める金額（以下「A種優先株式強制償還請求価額」という。）の金銭の交付と引換えに、A種優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日（以下「取得日」という。）に、A種優先株式を取得することができる。「A種優先株式強制償還請求価額」は、A種優先株式1株あたり、(i)400,000,000円、()取得日におけるA種累積未払配当金相当額及び()400,000,000円に取得日が属する事業年度の初日（但し、当該事業年度中の日を基準日としてA種優先配当金が支払われている場合には、当該基準日のうち最終の基準日の翌日）（いずれも同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して年率2.0%の利率で計算される金額（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）の和とする。

(8) 優先株式の金銭対価の取得請求権

A種優先株主は、平成41年10月1日以降いつでも、A種優先株式償還請求が効力を生じた日（以下「A種優先株式取得請求日」という。）に、A種優先株式取得請求日における分配可能額（会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を限度として法令上可能な範囲で、A種優先株式1株につき、下記に定める金額（以下「A種優先株式償還請求価額」という。）の金銭を交付するのと引換えに、A種優先株式の取得を、当社に対して請求することができる。かかる取得請求がなされた場合、当社は、A種優先株式取得請求日に、A種優先株主に対して、取得するA種優先株式1株につきA種優先株式償還請求価額を交付する。なお、A種優先株主は、A種優先株式取得請求日における分配可能額を超えて、A種優先株式の取得を請求することができない。「A種優先株式償還請求価額」は、A種優先株式1株あたり、(i)400,000,000円、()A種優先株式取得請求日におけるA種累積未払配当金相当額及び()400,000,000円にA種優先株式取得請求日が属する事業年度の初日（但し、当該事業年度中の日を基準日としてA種優先配当金が支払われている場合には、当該基準日のうち最終の基準日の翌日）（いずれも同日を含む。）からA種優先株式取得請求日の前日（同日を含む。）までの期間に対して年率2.0%の利率で計算される金額（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）の和とする。

(9) 優先株式の譲渡の制限

譲渡によるA種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

(10) 種類株主総会の決議

定款において、会社法322条第2項に関する定めはしておりません。

(11) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

決議年月日	平成26年9月18日
新株予約権の数(個)	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,285,714(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	70(注)2
新株予約権の行使期間	平成27年10月30日から平成31年6月29日まで(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 70 資本組入額 (注)4
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	(注)6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

(注) 1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使する本新株予約権に係る本社債の金額の合計額を下記(注)2記載の転換価額で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、行使する本新株予約権に係る本社債のうち、下記(注)2に従い本新株予約権の行使に際して出資される部分以外の本社債を、本新株予約権の行使の効力発生と同時に額面100円につき金100円の割合で償還するものとする。但し、円位未満の金額は、これを1円に切り上げる。

2. 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。
本号に従い本新株予約権の行使による交付株式数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額(以下「転換価額」という。)は、金70円とする。
転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社の有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の発行が行われる場合その他一定の場合にも適宜調整されることがある。

3. 平成27年10月30日から平成31年6月29日までとする。但し、本新株予約権付社債発行要項に基づき、当社の選択による本社債が繰上償還される場合には、当該繰上償還日の前銀行営業日、社債権者の選択による本社債の繰上償還がなされる場合には、当該繰上償還日の前銀行営業日までとする。
上記いずれの場合も、平成31年6月30日より後に本新株予約権を行使することはできない。
4. 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
5. 本新株予約権付社債は会社法第254条第2項及び第3項の定めにより、本社債又は本新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。
本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。但し、本契約締結日(平成26年10月30日)から1年を経過した後はこの限りではない。
6. 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。

7. 当社が、吸収合併若しくは新設合併により消滅すること、当社が吸収分割会社若しくは新設分割会社となりかつ吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が本社債に係る債務を承継する吸収分割若しくは新設分割を行うこと、又は当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となること（これらの吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を、以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本号乃至の内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、当該新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

交付する承継会社等の承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。

承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の数の算定方法

行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の総額を下記に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

承継新株予約権付社債の転換価額

組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権の新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権の新株予約権者がこれを行使したときに受領できるように、承継新株予約権付社債（承継新株予約権を承継会社等に承継された

本

社債に付したものをいう。以下同じ。）の転換価額を定める。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権付社債の転換価額は、上記(注)2に準じた調整を行う。

承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

交付される各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権に係る各社債を出資するものとし、各承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各社債の金額と同額とする。

承継新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為の効力発生日から、上記(注)3に定める本新株予約権の行使請求期間の満了日までとする。

承継新株予約権の行使の条件

各承継新株予約権の一部について承継新株予約権を行使することはできないものとする。なお、承継会社等が承継新株予約権付社債を買入れ当該承継新株予約権付社債に係る社債を消却した場合には、当該社債に係る承継新株予約権を行使することはできない。

承継新株予約権の取得条項

承継新株予約権の取得条項は定めない。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります

第1回新株予約権

決議年月日	平成26年9月18日
新株予約権の数(個)	672
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	672,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成27年10月30日から平成31年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1円 資本組入額 (注)2
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。但し、本契約締結日(平成26年10月30日)から1年を経過した後はこの限りではない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。

3. 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代えて、吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は、それぞれ、以下の条件に基づき本新株予約権の新株予約権者に新たに再編当事会社の新株予約権を交付するものとする。

新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各本新株予約権の行使に際して交付される再編当事会社の株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに上記に従って決定される当該各新

株

予約権の目的となる再編当事会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条

件

上記新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年10月30日 (注) 1	普通株式 1,046,303	普通株式 13,599,281		3,975,062		2,355,531
平成26年10月30日 (注) 2	A種優先株式 1	普通株式 13,599,281 A種優先株式 1	200,000	4,175,062	200,000	2,551,531

- (注) 1. 普通株式の減少は、自己株式の無償取得及び消却によるものであります。
2. A種優先株式の増加は、債務の株式化(デット・エクイティ・スワップ)による第三者割当増資に伴うものであります。
発行価格 400,000千円 資本組入額 200,000千円
割当先 株式会社りそな銀行

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成26年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 29,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,567,000	14,567	
単元未満株式	普通株式 49,584		
発行済株式総数	14,645,584		
総株主の議決権		14,567	

- (注) 1. 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己保有株式60株が含まれております。
2. 平成26年10月30日付でA種優先株式1株を発行しております。なお、議決権は有しておりません。
3. 平成26年10月30日付で自己株式の無償取得及び消却を実施したことにより、当第3四半期会計期間末の発行済株式総数は13,599,282株となっております。

【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社フレンドリー	大阪府大東市寺川 三丁目12番1号	29,000		29,000	0.19
計		29,000		29,000	0.19

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)	就任年月日
専務取締役	営業本部長	後藤 政利	昭和33年 9月6日	昭和53年4月 株式会社モスフードサービス入社 平成5年11月 同社第一営業部長 平成10年6月 同社アグリ事業部長 平成13年5月 同社第二営業本部長 平成16年3月 株式会社トモス転籍 平成16年6月 同社専務取締役営業本部長 平成20年3月 同社代表取締役社長 平成26年1月 株式会社モスフードサービス復帰 平成26年3月 同社退職 平成26年8月 株式会社地域経済活性化支援機構ディレクター(現任) 平成26年9月 当社専務取締役営業本部長(現任)	(注) 2		平成26年 9月18日
取締役		兵頭 賢	昭和49年 6月11日	平成11年4月 株式会社東京三菱銀行(現・株式会社三菱東京UFJ銀行)入行 平成13年9月 株式会社格付投資情報センター入社 平成14年7月 株式会社インテラセット入社 平成15年6月 株式会社産業再生機構入社 平成16年8月 スカイネットアジア航空株式会社取締役 平成17年6月 同社常務取締役 平成19年5月 日興プリンシパルインベストメンツ株式会社(現・シティグループキャピタルパートナーズ合同会社)入社 平成22年1月 株式会社企業再生支援機構(現・株式会社地域経済活性化支援機構)入社 平成24年4月 同社マネージングディレクター(現任) 平成26年9月 当社取締役(現任)	(注) 2		平成26年 9月18日

(注) 1 取締役 兵頭 賢は、社外取締役であります。

2 取締役の任期は、就任の時から平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、仰星監査法人により四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	815,234	1,001,992
売掛金	56,266	66,365
商品	51,277	63,964
貯蔵品	1,088	1,088
前払費用	59,579	77,719
その他	7,658	51,616
貸倒引当金	61	74
流動資産合計	991,043	1,262,673
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	681,334	902,734
土地	2,078,991	2,078,991
その他（純額）	222,857	262,172
有形固定資産合計	2,983,183	3,243,897
無形固定資産	43,995	37,260
投資その他の資産		
投資有価証券	86,975	101,440
差入保証金	1,209,546	1,150,699
その他	35,948	27,813
貸倒引当金	2,480	2,360
投資その他の資産合計	1,329,990	1,277,593
固定資産合計	4,357,168	4,558,752
資産合計	5,348,212	5,821,426

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成26年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	235,947	295,459
短期借入金	960,665	-
1年内返済予定の長期借入金	1,126,830	-
未払金	392,715	446,354
未払法人税等	50,248	31,077
店舗閉鎖損失引当金	-	5,783
資産除去債務	-	8,335
その他	36,448	71,439
流動負債合計	2,802,855	858,449
固定負債		
社債	-	1,000,000
長期借入金	-	1,681,843
長期末払金	45,350	-
繰延税金負債	20,616	19,429
再評価に係る繰延税金負債	120,228	120,228
資産除去債務	345,989	315,415
その他	39,290	121,961
固定負債合計	571,474	3,258,877
負債合計	3,374,329	4,117,327
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,975,062	4,175,062
資本剰余金	3,058,146	3,258,146
利益剰余金	4,045,750	4,726,121
自己株式	12,587	12,879
株主資本合計	2,974,870	2,694,207
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	20,184	31,063
土地再評価差額金	1,021,172	1,021,172
評価・換算差額等合計	1,000,987	990,108
純資産合計	1,973,883	1,704,099
負債純資産合計	5,348,212	5,821,426

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
売上高	6,944,199	6,532,251
売上原価	2,018,865	1,937,220
売上総利益	4,925,333	4,595,030
販売費及び一般管理費	5,121,968	5,059,226
営業損失()	196,634	464,195
営業外収益		
受取利息	2,900	2,440
受取配当金	1,912	2,442
受取家賃	79,567	51,702
設備賃貸料	24,447	20,450
その他	11,609	9,870
営業外収益合計	120,438	86,906
営業外費用		
支払利息	41,207	43,616
賃貸費用	35,173	30,870
設備賃貸費用	9,243	7,681
その他	2,627	2,186
営業外費用合計	88,251	84,356
経常損失()	164,447	461,645
特別利益		
役員退職慰労未払金戻入額	-	45,350
特別利益合計	-	45,350
特別損失		
固定資産除却損	5,603	22,251
減損損失	-	158,644
店舗閉鎖損失	-	9,909
店舗閉鎖損失引当金繰入額	-	5,783
事業再生費用	-	48,154
特別損失合計	5,603	244,742
税引前四半期純損失()	170,051	661,037
法人税、住民税及び事業税	25,054	24,106
法人税等調整額	1,699	4,773
法人税等合計	23,354	19,332
四半期純損失()	193,406	680,370

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当第3四半期累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

当第3四半期累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第3四半期累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当第3四半期累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
減価償却費	136,028千円	163,567千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当第3四半期累計期間において、A種優先株式の発行により、資本金が200,000千円、資本準備金が200,000千円増加し、当第3四半期会計期間末において資本金が4,175,062千円、資本剰余金が3,258,146千円となっております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

当社は、フードサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第3四半期累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

当社は、フードサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額()	13円23銭	47円67銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額()(千円)	193,406	680,370
普通株主に帰属しない金額(千円)		1,380
(うち優先配当額(千円))	()	(1,380)
普通株式に係る四半期純損失金額()(千円)	193,406	681,751
普通株式の期中平均株式数(株)	14,618,563	14,302,693

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第61期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)中間配当については、平成26年11月7日開催の取締役会において、これを行わない旨を決議いたしました。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 2月12日

株式会社フレンドリー
取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 高 田 篤 印

業務執行社員 公認会計士 田 邊 太 郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フレンドリーの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第61期事業年度の第3四半期会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フレンドリーの平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。